令和５年７月

東日本大震災で被災された被保険者の皆様へ

東日本大震災で被災をされた皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

東日本大震災により、被災地から大阪府内の市町村へ転入した被保険者の方は、医療費の一部負担金の免除や保険料の減免が適用される場合があります。

医療費の一部負担金の免除や保険料の減免の適用を受けるためには、まず申請が必要になります。申請については、お住まいの市区町村後期高齢者医療担当窓口または大阪府後期高齢者医療広域連合にご相談ください。

なお、令和 5 年度から、東日本大震災により被災地から大阪府内の市町村へ転入した被保険者の方の医療費の一部負担金の免除や保険料の減免について、段階的に見直しが行われています。

詳しくは、以下のパンフレットをご確認ください。

特例減免措置の見直しに関するリーフレット（pdf)>

大阪府後期高齢者医療広域連合

給付課事業係（医療費の一部負担金の免除について）　06-4790-2031

資格管理課保険料係（保険料の減免について）　06-4790-2028